

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

討議年月日：令和 8年 3月 12日

公表：令和 6年 3月20日

事業所名 ブロッサムジュニア久喜中央教室

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		集団指導室で運動療育や自由遊びを行う際には、安全確保のためパーテーションを設置し、転倒時の怪我のリスク軽減に努めている。 また、マットやラインマーカーを使用して児童のパーソナルスペースを視覚的に示すことで、安心して過ごせる環境づくりを行っている。 さらに、年齢や活動内容に応じて個別の部屋でも取り組める環境を整え、活動スペースの確保に配慮している。	誤飲につながる可能性のある微細な教材等については、使用前後の個数管理を行い、安全管理に努めている。また、事故防止の観点から棚の上などの整理整頓を視覚的に分かりやすく行い、物品管理の徹底を図っている。 児童が常に安全かつ衛生的な環境の中で安心して楽しく過ごせる状態を継続できるよう配慮していく。
	2 職員の配置数は適切である	○		作業療法士、保育士、理学療法士、心理士等の専門性を有する職員に加え、強度行動障害支援者を配置し、児童の発達段階や特性に応じた多様な支援体制の整備に努めている。	前月の20日までに次月の予定を保護者様に入れていただくことで、必要な人数の把握を事前に行うことを継続していく。 職員配置は、日案を作成し個別の対応が必要な場合は状況に合わせて職員配置を増やすことや個別対応ができるよう環境設定を行っていく。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		来所から降所までスムーズに教室を利用できるよう、児童にあった視覚補助や声掛け等を取り入れて支援を行っている。 また、必要な情報を分かりやすく伝えられるよう、多くの児童が集まる場所（玄関周辺）では提示する位置やタイミングにも配慮している。 玄関前の階段については、事前に介入が必要な児童に対して職員が階段下まで迎えに行くなど、安全面に配慮した対応を行っている。	安全面に十分配慮し、児童一人ひとりが落ち着いて過ごすことのできる環境設定を行っている。 また、机やパーテーションを活用し、動線が分かりやすくなるよう工夫している。 引き続き、児童の特性に応じた視覚補助についてもミーティング等で相談しながら取り入れていく。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		活動内容や児童の特性に応じた配慮ができるよう、部屋を分けて取り組むなどの対応を行っている。 また、児童が事前に理解できるよう、可視化や声掛けを行い、取り組む場所や内容を伝えてから活動を実施している。 児童が理解した上で安心して取り組めるよう支援を行っている。 施設内の清掃や整理整頓、消毒を徹底し、エアコンや空気清浄機による空調管理、適切な照明配置などにも配慮し、安全で衛生的な環境づくりに努めている。	引き続き、安全面・衛生面を重点に置き、日々のチェックリストの活用や業務フォローとしての整理を検討していく。児童が安心して過ごすことのできる環境づくりを継続していく。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		業務全般にPDCAサイクルの視点を取り入れ、より良い取り組みや成果につながるよう業務改善を図っている。 また、支援に関するPDCAサイクルについては、定期的に内部・外部研修を受講し、学んだ内容を日々の支援や業務の質の向上に活かしている。	今後も目標設定、進捗管理、評価、振り返りを継続的に行い、PDCAサイクルに基づいた業務管理を職員全員が身に付けられるよう、ツールの整備と活用を進めていく。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者様向け評価表でいただいたご意見については、改善すべき点を真摯に受け止め、改善案を検討し対応している。 また、日々の送迎時や面談時においても保護者様のご意向を丁寧に把握し、業務改善および支援の質の向上につなげている。	保護者様からの率直なご意向をさまざまな場面で伺えるよう、引き続き日々のサービス提供記録でのやり取りや面談等を通して、ご意向の把握に努める。 引き続き、いただいたご意見を業務改善や支援の質の向上につなげていけるよう取り組んでいく。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		継続にて、事業所の自己評価については事業所のホームページで公開している。	引き続き、事業所として適切な自己評価を行い、改善対応が必要な事項については、具体的な改善策を講じていく。ホームページを通じて公開し、よりよい事業所運営に努めていく。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	事業運営の推進と一層の改善が進むよう、療育に関わりがある専門性の高い知見者、医療や公的機関に所属されている方を選定の打診を行っていく。	引き続き、外部評価の検討を行っていく。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		療育支援のスキル向上と安定した業務運営のスキル全般の向上を目的に、年間の研修計画を立て、療育スキルや発達支援に関わる知識を得るための自立支援協議会、基幹支援センター等の外部研修や本部SV研修、内部事例研修を行っている。 また、業務運営に携わる上で重要となる事項について本部SV研修、専門業者によるオンライン研修プログラム等の外部研修を計画に沿って行っている。	言語聴覚士の分野については、引き続き外部講師や本部SV等との連携を行い必要な支援プログラムについての理解を深めて支援に取り組めるよう行っていく。

適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○	障害児相談支援事業所等作成のサービス利用計画内容と当事業所でのアセスメント内容で支援の必要となる事項を整理し見立て、保護者様のご要望を踏まえた上で課題整理を行い、個別の支援計画を作成している。	原則、職員全体で、ご利用者の情報と5領域の総合的支援項目を踏まえた個別支援計画の原案を元に協議し、当該児童の共有を行い繋がる、より望ましい個別支援計画となるよう協議し計画を立てていく。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○	標準化されたアセスメントシートを使い、児童の発達過程や発達に関する課題の有無、種別や程度、の理解に努めている。	児童の年齢に合わせたアセスメントツールの使用を継続し、支援プログラムの内容を構築させやすい内容への見直しと共有し継続させていく。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○	児童の求めるニーズと発達支援の観点から見たニーズや保護者のニーズに応じた事項を基本として、家族支援や幼稚園、保育園などの他施設との連携を取り入れ、ガイドラインに即した、支援内容を設定している。	今後も、児童一人ひとりの発達段階や特性に応じた具体的な支援内容の計画と家族支援や幼稚園、保育園、他施設との連携を踏まえた支援を継続させていく。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○	上記12の項目の通り、ガイドラインに即して、個別支援計画の原案を作成し、担当者会議を経て個別支援計画の本案とし、計画内容を保護者様にご了解いただいた上で、計画内容に即した療育支援を実行している。	引き続き、原則6ヶ月を目安としての見直しを進めているが、児童の成長に対して目標が伴わない場合があるため、支援計画の推移と沿って進んでいるかを直接支援の職員としっかりとコンセンサス得て早期の見直しを加え、個別支援計画作成から実施までの流れを遅滞なくすめ、療育支援活動が円滑に進むようにしていく。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○	個別支援計画に基づき、個々の状況に応じた療育内容のリストアップを行い、専門的な観点、保護者様のご要望等を踏まえ、活動内容を決めている。また、支援活動の進捗状況等を具体的な内容で記録を残し共有化して次回の支援に繋がるようにしている。	継続してチームとして計画的に活動プログラムの「立案、共有化、実行、検証、検証を踏まえた実行」の流れを踏まえ、常にブラッシュアップしていく姿勢で取り組んでいく。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○	児童の多様性が多彩な成長へと繋がるように、個別療育と集団療育の個々必要性のバランスを考えながら、専門的な知識を加え、様々なパターンや継続性を想定して活動プログラムを作っている。特に季節に関わる活動や行事等を適宜取り入れ工夫している。	活動内容の良好な点や反省点を洗い出し、加えて活動レパートリーを増すことも念頭におき、より良い活動となるよう、計画的にチームで案を出し合い、実施内容を共有化実行することを継続させる。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ合わせて児童発達支援計画を作成している	○	児童の特質や特性、発達課題、興味関心、生活環境や状況、利用日の頻度、保護者様からのご要望等を確認し将来を見立てて、個別療育と集団療育の個々必要性のバランスを考えながら、支援計画を作成している。	今後も個別支援計画作成までの流れを遅滞なく進め、総合的支援の5領域を踏まえた療育支援活動が円滑に進むようにしていく。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○	事前に担当者が週単位で支援日案を作成し、毎日行う「支援ミーティング」にて、当日の支援内容、支援時間、待機時間、新たな共有事項等の確認に欠かさずに行っている。	今後も継続し、当日の業務全般がスムーズに運べるように「支援ミーティング」を運営していく。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○	療育支援システムのケア記録、サービス提供記録の記載事項を元に、支援終了後、支援の状況や必要な確認事項や次回支援に必要な情報を共有化し、支援全般に関わることはHUGその業務日報と対応ポイントは別途一覧に取りまとめ、翌日の「支援ミーティング」での確認事項としている。	継続性のある支援と児童の成長度合いをポイントにケア記録の内容を具体的な表現で記入、内容を共有し、支援内容の平準化に結びつけ、その後の支援内容に繋がる工夫をしている。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○	療育支援システムのケア記録に支援のテーマ、教材、取り組んだ内容とその進捗等を具体的に記入し、次回の支援対応や内容に繋がるようにしている。	今後も、具体的に明確な記録を残し、支援の平準化と継続的な支援に繋がるようにしていく。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○	最低6ヶ月以内での個別支援計画の見直すことを基本に、当該児童の短期、長期目標の達成状況や発達段階を見ながら、家族支援や他施設との連携を踏まえて、モニタリングを行い、必要な個別支援計画の見直しを行っている。	日々の支援進捗状況を見ながら、適宜制のあるモニタリングを継続させる。
	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○	管理者と児童発達管理責任者2名で参画している。	管理者と児童発達支援管理責任者、常勤職員のリーダー担当者の3名以上で参画することを行う。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○	久喜市自立支援協議会、久喜市基幹相談支援センター、こども未来課等との連携し、関係ご家庭の状況に応じた情報の共有を行い、支援活動に反映させている。	引き続き、定期的な関係機関との連携を強めることでより良いサービス提供に努めていく。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている		※重心・医ケア児の受け入れ不可施設のため未評価	※重心・医ケア児の受け入れ不可施設のため未評価
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている		※重心・医ケア児の受け入れ不可施設のため未評価	※重心・医ケア児の受け入れ不可施設のため未評価
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	親御様よりご希望がある場合に関係機関連携の加算にて直接訪問し、情報の共有や今後の課題についての取り組み等を話している。	継続にて希望を頂いている児童のニーズも高い為、園に直接訪問や電話にて情報共有し行っていく。

関

係機関や保護者との連携	26	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	親御さんのご了解を経て、新たに入学する学校へ児童連絡票を基に、これまでの支援内容等の共有を行った。	引き続き、児童連絡票を提供する情報共有する学校を広めて相互理解を深め、その後の定期的な情報交換視野に入れて療育支援の充実を進める。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	相談支援事業所や他事業所と連携をしながら事業所としてできることの助言や情報をいただいている。	今後も児童たちの療育支援の内容をより充実向上させるため、関係機関が主催する研修やご助言をいただける場合は積極的に参加することを継続させていく。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○	未実施。	引き続き、インクルージョンの観点から、交流が深められるよう外部の施設や事業所内で開催できるイベントの計画立てを進めて行く。
	29	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○	久喜市自立支援協議会子ども部会が主催する、情報共有・意見交換会、教育と福祉の連携研修、障がい者虐待防止・権利擁護研修に複数名参加し、事業所内の伝達研修を経て研修内容を事業所職員と共有化し、その後の療育支援に生かしている。	引き続き、自立支援協議会等の会議、研修には積極的に参加し、地域に根差した療育支援活動や事業所ごとに抱えている課題の解決に繋げていく。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	送迎時や療育支援システムの保護者と連絡できるツールを使用し、日頃から児童の様子や困りについて話せる機会を作っている。保護者様のお考えやご家庭での様子での新たな課題を踏まえ、介入方法や汎化の視点を一緒に共有している。	引き続き、情報共有の中でご希望があれば相談支援を定期的に行い話しやすい環境を設定していく。また、親御様のニーズがあれば園や他療育との連携も行き児童に関する情報をキャッチしていく。
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○	利用児童の保護者様に対して、令和6年5月～、月1～2回のペースで定期開催してペアレントトレーニングに取り組んでいる。	引き続き、ペアレント・トレーニングの目的等を理解していただき参加しやすい環境をつくり実施をしていく。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	契約時に書面にて、丁寧に説明し、疑問点や不明点についてもご質問いただけるような体制で進めている。	引き続き、これまでの説明体制を継続していく。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○	5領域に沿った支援計画の項目、総合的な支援方針、目標とその達成期間、これからの生活を豊かに過ごせるようになるための課題、支援の具体的な内容、また、支援を提供する上での留意点等を記載してある旨を説明し、指導員や保育士、また、専門性のある職員からの支援体制を進めることをお伝えして、同意を得ている。	引き続き、これまでの説明体制を継続していく。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	児童の支援状況やご家族の状況に応じて、定期的な面談や送迎時の聞き取りにて行っている。親御様よりご希望がある場合には定期的に事業所内相談支援を実施している。	引き続きこれまでの体制継続させ、ご利用者の安心に繋がる相談体制を行っていく。相談支援のサービスを利用しやすいようなフローも構築していく。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	ペアトレの開催時に、保護者同士で話ができる場を設けており話しやすい環境の設定を行った。	今期は年長児の保護者のみ座談会を実施している。来期は年長児だけでなく、座談会を開催できるよう予定を組んで行く。
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○	相談や申し入れの際には、常に傾聴する体制を持ち、改善修正すべき点は速やかに対応し必要な周知を行っている。	常に利用者側の目線を持ち、迅速な、また、必要に応じて定期的な対応を継続させる。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	療育支援システムの活動記録機能を使用し、集団療育プログラムの紹介や特別プログラムの案内を行っている。また、利用者向け通信ブログでは児童たちの取り組みを定期的に発信している。	引き続き、これまでの発信媒体を継続し、四季に合わせた事業所の取り組み内容にご理解を深めていただけるよう取り組んでいく。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○	個人情報については児童保護者と個人情報使用同意書を取り交わし、取り扱う個人情報について限定し、個人情報保護法の基、事業全体が守秘義務を厳守して対応している。なお、個人情報に関わる書面等は鍵付きの書庫で保管している。	今後も現体制を継続していく。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	児童の視覚優位、聴覚優位、また、過敏等それぞれの発達特性に合わせて、目線の高さやアイコンタクト留意しながら、プロンプトの出すタイミングや介入の方法を職員間で共有し児童に合わせて対応を行っている。	職員は常に児童の特性理解に務め、研鑽を重ね、伝わりやすい意思疎通の仕方やコミュニケーション方法を身に付け実践していく。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	感染予防等を踏まえ、今年度も未実施であった。来期は地元のご利用者保護者、商業施設、関係団体からの協力も得ながら懇親会等の実施を模索、計画している。	夏祭りは、近隣の方や卒業生を招待し実施することができた。今後も、イベントを実施する際は地元の方にも来てもらえるようアナウンスを行う。

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○	防災、防犯、感染症対応マニュアルについては策定し、職員への周知徹底、委員会の結成、研修実施等を行っている。業務継続計画(BCP)の策定が完了しており、有事の際にはその計画にしたがって、より計画的な業務遂行が継続できるようにしている。	引き続き、有事の際に、教室の実態に即した対応ができれば見直し改定等を行い運用していく。その内容は職員に十分な周知を行い、職員が有事の際に活用できることを徹底するために、定期的訓練を実施する。加えて改定等行った内容は児童保護者に周知する。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	災害有事を想定し、避難訓練を月1回定期的に行っている。定期的な緊急時の持ち出し用の備蓄確認や通報等の手順を研修等でフローを確認している。	避難訓練を月1回集団のプログラムに取り入れて実施していく。また職員だけの避難訓練についても有事の際に起こりえる事を想定した内容で行う。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○	定期的なアセスメント時、利用児童契約時に親御様に確認を行っている。服薬、発症対応等についての対応方法を確認し、ミーティング時や研修等で定期的に確認を行っている。	メディカル面については、児童の成長と共に状態が変化していく事項があるので、保護者の方々には新たな状態となった場合は必ずご連絡をいただけるようお願いしている。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	契約時や変更があった時に、書類としてご記入をいただき職員で情報の共有を行っている。指導で使用する教材や昼食時等の場面では全員が安全に使える物を使用し実施をしている。	児童の成長と共に状態が変化していく事項があるので、保護者の方々には定期的に確認し、必要に応じてはエピペン使用の研修も実施をしていく。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	児童が安心・安全に療育を受けられるようにするための重要な観点と捉え情報を共有している。事故につながる可能性のある事象については書式に記録し、当日中にミーティングで共有している。 その上で、改善案の検討・実施につなげる流れで取り組んでいる。	引き続き、事案が発生した場合は速やかに情報の共有し、記録に残し未然防止と共有化に務める。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	継続にて、児童の定義やどのような介入が虐待にあたるのかを研修や日々のミーティングで確認し、職員の認識を常に高い状態に対応をしている。また委員会形式で取り組み、定期的な研修、チェックシートにての振り返り等を実施し防止に務めている。	継続し、ロールプレイを含む研修や定期的なチェックシートで情報を確認しながら、風通しの良い職場作りに務め、虐待防止に繋げていく。
47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○	児童の安全を守る為の一時的な身体介入は契約時に保護者様にお伝えし、ご同意いただいてから個別支援計画必ず記入してから行っています。また、身体介入があった際には当日中に保護者様へ降所時等にお伝えし、身体介入以外での方法を朝礼や研修でブラッシュアップし対応している。	危険を伴う児童の突発的な動きから、やむを得ず一時的に介入した場合は当日に保護者様にお伝えをするフローで行う。身体に触れず介入ができる状態ができるよう環境設定についても朝のミーティングや研修を行って行く。	